

勤労市民ニュース

平成 22 年 9 月 30 日 NO.89
編集発行 鎌倉市市民活動課勤労者福祉担当
鎌倉市小袋谷 2-14-14 レイ・ウェル鎌倉内
電話 0467-47-1771
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

平成 22 年 7 月から 障害者雇用に関する制度がかわりました

以下に当てはまる事業主の方、ご注意ください。



★常勤雇用している労働者数が 200 人を超え 300 人以下の事業主の方
障害者雇用納付金制度の対象事業主になります。

ただし、制度の適用から 5 年間は、納付金の減額特例が適用されます。

(平成 22 年 7 月から平成 27 年 6 月まで 5 万円⇒4 万円)

障害者雇用納付金制度とは

雇用障害者数が法定雇用率 (1.8%) に満たない事業主から、その雇用する障害者が 1 人不足するごとに 1 月当たり 5 万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、超過 1 人につき 1 月当たり 2 万 7 千円の障害者雇用調整金や助成金を支給する仕組みのことです。

★パートタイマーなど短時間労働者を数多く雇用している事業主の方

障害者雇用率制度における実雇用障害者数や実雇用率算定の際、
身体障害者、知的障害者ともに週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満を
0.5 カウントとしてカウントすることになります。

★除外率が適用されている事業所のある事業主の方

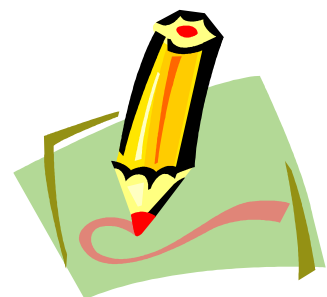
除外率が各除外率設定業種ごとにそれぞれ 10%ポイント引き下げられます。

除外率とは

一律に法定雇用率を適用することになじまない性質の職務について、
事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度ですが、
平成 14 年の法改正により、段階的に廃止・縮小することとされています。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaiha04/index.html>



第61回 全国労働衛生週間 10/1~10/7

平成22年度スローガンは

「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的に行われており、昭和25年の実施以来本年で61回目です。

職場の人間関係に悩んでいる、仕事を続けるのがつらい、過重労働・長時間労働している…など、一人で悩まず、悩みを話してみませんか。

鎌倉市では、月1回メンタルヘルスカウンセリングを行っています。
メンタルヘルス対策推進のため是非ご活用ください。

メンタルヘルスカウンセリング

職場でのストレスに悩んでいるご本人、その同僚やご家族の相談に産業カウンセラーが応じます。

会場：レイ・ウェル鎌倉

日時：毎月第2土曜日 13時～16時

また、レイ・ウェル鎌倉では、その他各種相談を行っております。

メールによる労働相談

労働問題全般にわたっての相談に社会保険労務士が回答します。

市のホームページ：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>

からアクセスしてください。

労働相談

労働問題や年金問題に対して社会保険労務士が回答します。

日時：毎月第1・3日曜日 13時～16時

労働法律相談

勤労者の直面する法律問題に、弁護士がアドバイスします。

日時：毎月第2・4金曜日 13時～16時

相談は無料・秘密厳守です。安心してご相談ください。

メールによる労働相談以外、予約制（先着順）です。

ご予約は0467-47-1771（レイ・ウェル鎌倉）まで



民間企業に雇用されている障害者の数は前年より 4.8%増加

(平成21年6月1日現在の障害者雇用状況 神奈川労働局調べ)

★実雇用率は1.57%と前年に比べ0.08ポイント上昇

1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(常用労働者数56人以上規模の企業)における実雇用率は1.57%で、前年1.49%より0.08ポイント上昇しています。

★法定雇用率達成企業割合は43.5%と前年に比べ0.5ポイント上昇

1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(常用労働者数56人以上規模の企業)において、1.8%の法定雇用率を達成している企業の割合は、前年43.0%より0.5ポイント上昇して、43.5%でした。

神奈川県では、平成22年度から県内で障害者雇用に積極的に取り組む中小企業を
かながわ障害者雇用優良企業として認証し、その取組内容などを県のホームページ等を通じて
広くPRする事業を実施しています。

●かながわ障害者雇用優良企業とは・・・

次の要件をすべて満たしていて、県が認証した企業等を言います。

1. 企業全体の常用雇用労働者数が300人以下であること。
2. 神奈川県内における事業所所在地集計の障害者雇用率が3.6%以上であること。
(常用雇用労働者数56人未満の企業については、障害者を2名以上雇用している)
3. 特例子会社ではないこと。
4. 労働関係法規を遵守していること。
5. 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

●かながわ障害者優良企業になると・・・

1. シンボルマークや愛称を会社案内や名刺等に使用できるので、かながわ障害者優良企業であることを対外的に明示することができます。
2. 県がホームページ等を通じて企業名や取組内容などを広く紹介します。
3. ハローワークの求人票の会社特性欄にかながわ障害者優良企業であることを記載できます。

⇒かながわ障害者優良企業であることが広く社外に知られることにより、

【企業イメージの向上】につながることが期待できます。



応募方法等についての問い合わせ先
神奈川県商工労働局労働部雇用対策課
TEL: 045-210-5871
FAX: 045-201-6952

街頭労働相談開催

平成22年10月28日(木) 13時～19時

大船駅ルミネウイング3F 正面入口横

主催：神奈川県かながわ労働センター

共催：鎌倉市・神奈川県社会保険労務士会藤沢支部

残業手当が支払われない、働き始めたら聞いていた給料よりも低かった、待遇が違った、就業規則を見直したい、パートの雇用保険はどうなっているの・・・等々
職場でお困りのこと、ちょっと相談してみませんか。

社会保険労務士、労働センター職員が相談にのります。相談無料・秘密厳守です。



湘南・横浜若者サポートステーション開設

厚生労働省の委託事業で、働く事に悩む若者のための相談機関が開設されました。

場所は、JR大船駅から徒歩5分の鎌倉市小袋谷。

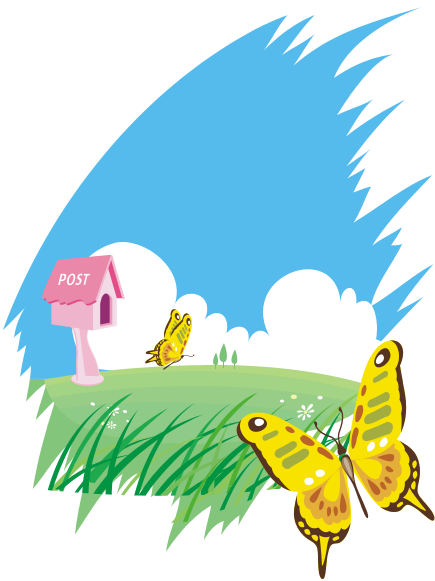
個別の相談、学校に出向いての出張相談、グループワークやセミナー、職場体験やインターンシップ、ご家族向けのセミナーなどを行い、さまざまな状況から働く事に不安を抱えている若者をサポートする機関です。

鎌倉市小袋谷1-6-1 2階

TEL:0467-42-0203

FAX:0467-42-0204

<http://k2-inter.com/shonan/>



「労働動態調査」にご協力ください

市内事業所勤務の勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的として、毎年10月1日現在で「労働動態調査」を実施しています。

無作為に抽出した約800事業所を対象に11月中旬に調査票をお送りし、記入・返送をお願いしています。調査対象となりました事業所におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、昨年の調査結果は、「鎌倉市の労働事情 平成21年度版」として、市のホームページに掲載しました。

市ホームページ：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/roudoujijou.html>

お問い合わせ先：勤労者福祉担当 ☎0467-47-1771

